

## 第8回「五木村の今後の生活再建を協議する場」(通常会議) 協議概要

日 時：平成26年9月9日(火) 13:00~14:30

場 所：熊本県五木村役場 大会議室

出席者：

- (国) 九州地方整備局河川部長、同河川調査官、  
同川辺川ダム砂防事務所長
- (熊本県) 企画振興部長、土木部長
- (五木村) 村長、村議会議長

### <議事>

○五木村の今後の生活再建について

### <結果>

「協議する場」において、以下の議事が交わされた。

①第7回「五木村の今後の生活再建を協議する場」以降の取組みの進捗

②平成27年度の生活再建事業実施に向けた課題と要望

- ・村より、スピード感を持った生活再建が可能となるよう、平成27年度の事業実施にあたり、引き続き現行の予算制度を活用した取組みを進めてほしいとの要望。
- ・村より国に、水没予定地の利活用方策の協力と営利活動を可能とする制度の活用への一層の支援の要望。
- ・村より県に、国道445号(九折瀬地区)の早急な整備、五木村振興交付金所要額の確保、水没予定地の利活用を行う場合の占用料の免除、知事の来村及び地元との対話を要望。
- ・村より国と県に、河川の堆砂対策及び魚類の保護、新たな発想による若者が働ける雇用の場の創出を要望。
- ・村と県より国に、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業に関する交付金について、必要額の要求に向けた関係機関の協力依頼。

③川辺川ダムに関連する五木村の生活再建の平成27年度に向けた国・県の取組み

- ・国は、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業を五木村及び熊本県が実施するに当たって、引き続き財政面・技術面で可能な限りで支援する。
- ・国は、水没予定地の利活用について、民間事業者等による利用を可能とする河川敷地の占用制度の活用を進める。
- ・国は、河川の堆砂対策等について、今後も出水での状況をモニタリングしながら対応を検討する。
- ・県は、五木村の振興に必要な国道445号(九折瀬地区)の整備について、ルート等の整備方針に沿って、村と連携しながら早期完成を目指し、事業を進める。
- ・県は、五木村振興交付金により村の取組みに引き続き財政支援を行う。
- ・県は、水没予定地の利活用について、占用許可を取得しているエリアでは占用料の免除を既に行っており、今後、占用許可の取得の際には、事前に相談を受ける。
- ・県は、知事の来村及び地元との対話について前向きに検討する。
- ・県は、竹の川地区の堆積土砂の掘削に際し、濁水対策を行うとともに自然石を残すなど環境や生物の生育にも配慮する。
- ・県は、雇用の場の創出について村とも相談しながら検討する。